

平成 21 年 3 月 12 日

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会（第 2 回）」参加にあたって

全国伝統薬連絡協議会

本日は、まず当協議会が今回の省令およびその公布をどのように認識しているかを説明させていただいた上で、本省令の主旨を踏まえながら、伝統薬の販売方法についての説明をさせていただきます。

前回の本検討会に於いて議論がありましたように、当協議会に加盟する各社は、本省令改正の動きに対し、これまで積極的に関わり合いをもつことができておりませんでした。それどころか、昨年 9 月の省令案発表までは認識していない企業も多くありました。また、認識していた企業においても、昨年 7 月 4 日の旧検討会報告書のなかで、「郵便等販売について「販売時の情報提供が努力義務となっている第 2 類医薬品については、販売時の情報提供について対面の原則が担保できない限り、販売することを認めることは適当でない」と記されていたことから、対面の原則を担保する方法を関係省庁と相談しながら 6 月の施行に備えなければ、という認識でいたところもございました。

全 8 回にわたる旧検討会では、一度も伝統薬の販売について意見聴取も意見発表の機会も与えられず、まさか何の議論もないまま、郵便等による販売が不可能となるということは、誰もが予想もせず、誠に遺憾に存じます。

尚、9 月の省令案では、旧検討会報告書の内容とは全く違うものになっており、これでは継続して服用していただいている利用者に届けることができなくなるばかりか、伝統薬の存続そのものが危ういとの認識に至りました。そこで、存続の危機を感じた伝統薬を販売する企業が集まり、10 月に当協議会を設立した次第でございます。

私どもは、医薬品の販売において今回ほど根本的な制度改正を行うのであれば、日本全国の中小零細企業まで含めた現況の把握と、それが及ぼす影響を勘案して、その目的と内容について周知させる努力が必要であったという想いを強く抱いております。また、省令の求めるものが、医薬品販売における安全性の確保ということであれば、まずは影響を受ける業態においてどのような安全策が考えられるかを検討することが道理ではなかったかとも思っております。そのような不満は当協議会に限らず、ほかの医薬品販売の現場および生活者にも多々あることは容易に想像され、その結果が 2000 件を超えるパブリックコメントの反対意見として表れたとも考えます。

ただ、当協議会としては、今回の省令決定の進め方についての不満を抱いてはおりますが、省令の主旨そのものには共感していることをお伝えいたします。

私どもは、今回の省令が、医薬品販売における安全性確保、つまり充実した情報提供や相談応需により国民にとって「安心と信頼」のある医薬品販売の環境を整えること。そして、将来にわたる国民の健康維持のための環境づくり、つまりセルフメディケーションや予防医学のための環境整備を行うという、これからの日本に欠かせない考え方を見据えたものであると理解いたしております。

当協議会の加盟各社におきましても、長い歴史の中で、これまでお客様との独自の継続的なコミュニケーションを通して、本省令の目的とする「安心と信頼」を築くための医薬品の販売方法を構築してまいりました。また、今後更なる資質向上の為、真摯に努力を重ねていく所存でございます。

そこで今回は、伝統薬販売の実情とその特徴について説明をさせていただきます。

委員各位におかれましては、是非とも伝統薬を後世に残す為にも、伝統薬の販売方法につき、今後も何ら支障無きようご配慮いただき、ご検討賜りますようお願い申し上げます。